

令和8年第4回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和8年6月4日（木）

開会 午前10時00分

散会 午前11時05分

◎出席議員（14名）

1番	佐藤利奈	2番	東原勇二
3番	秋葉泰輔	4番	小室悟
5番	佐々木豊	6番	大橋誠
7番	高木洋一	8番	堀江清一
9番	青木敏久	10番	矢板清枝
11番	小堀道和	12番	相馬正典
13番	渋井由放	14番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	木曾賢治
総合政策課長	関雅人
まちづくり課長	星貴浩
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	永島一広
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	草分知賀子
農政課長	小口正一
商工観光課長	高野成彰
建設課長	菊池章夫
都市整備課長	松鳥和行
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 令和7年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 令和7年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 令和7年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4 号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 3 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 1 号 令和8年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 2 号 令和8年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第11 付託第 1 号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前 10 時 00 分開会〕

○議長（相馬正典） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 4 回那須烏山市議会 6 月定例会を開会いたします。

ここでお知らせをいたします。毎年 7 月は、「社会を明るくする運動」の強調月間であることに鑑み、那須烏山市議会では、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルである幸福（しあわせ）の黄色い羽根バッジを、市執行部及び議員全員で着用して本日の会議に臨むことといたしました。

本日、議長において、新聞報道関係者の議場への入場及び写真撮影を許可いたしましたので、御了承願います。

それでは、本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第 121 条の規定に基づき、市長以下関係職員の出席を求めていますので、御了解願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（相馬正典） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

3 番 秋葉泰輔議員

4 番 小室 悟議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（相馬正典） 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から 6 月 12 日までの 9 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願

います。

日程第 3 報告第 1 号から日程第 6 報告第 4 号までの令和 7 年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について、令和 7 年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和 7 年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について、令和 7 年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書についての 4 報告案件については、いずれも令和 7 年度予算の繰越しに関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

◎日程第 3 報告第 1 号 令和 7 年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について

◎日程第 4 報告第 2 号 令和 7 年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第 5 報告第 3 号 令和 7 年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について

◎日程第 6 報告第 4 号 令和 7 年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（相馬正典） よって、報告第 1 号から報告第 4 号までの 4 報告案件について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第 1 号から報告第 4 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第 1 号 令和 7 年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 212 条の規定に基づき、令和 7 年第 2 回那須烏山市議会 3 月定例会において、令和 7 年度一般会計予算に継続費の予算措置を行い、その年度内において支出を終わらなかったものを逡次繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

清水川せせらぎ公園改修工事につきましては、事業期間を令和7年度から令和8年度として
いることから、令和7年度に支出しなかった予算を通次繰越したものであります。

次に、報告第2号 令和7年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提
案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和8年第2回那須烏山市議会3月定例会
において、繰越明許費の予算措置を行い、その年度内において支出を終わらなかったものを繰
越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであり
ます。

繰越明許費の内容を御説明申し上げます。

社会保障・税番号制度システム整備事業費につきましては、住民基本台帳の旧氏及び旧氏の
振り仮名を戸籍の附票と連携させる、戸籍の附票システム改修業務が年度内に完了しなかった
ため、繰り越したものであります。

物価高対応子育て応援手当給付費につきましては、年度内に出生した児童の給付手続が年度
内に完了しないため、繰り越したものであります。

団体営土地改良事業費につきましては、防災重点農業用ため池の整備事業について、県支出
金が増額となったことに伴い、令和8年度の予定を繰り上げて実施する実施設計書作成業務及
び防災工事が年度内に完了しないため、繰り越したものであります。

食料品等物価高騰支援事業費につきましては、国において12月に成立した補正予算、物価
高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した食料品等の価格高騰に対する支援として、市
民1人当たり5,000円の商品券を配付する事業が年度内に完了しないため、繰り越したも
のであります。

都市計画総務費につきましては、烏山駅周辺地区整備基本計画策定業務について、関係機関
との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しないため、繰り越したものであります。

防災集団移転促進事業費につきましては、防災集団移転先の用地調査業務について、用地等
所有者との調整に不測の日数を要し、年度内に完了しないため並びに国庫支出金が増額となっ
たことに伴い、令和8年度の予定を繰り上げて実施する住宅団地整備工事等の業務が年度内に
完了していないため、繰り越したものであります。

住宅・建築物安全ストック形成事業費につきましては、補助事業申請者が実施する住宅の耐
震改修工事において、建築資材の入手に不測の日数を要し、住宅の耐震化が年度内に完了しな
いため、繰り越したものであります。

次に、報告第3号 令和7年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案
理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰越しの内容を御説明申し上げます。

水道施設再編整備計画策定業務委託につきましては、各施設整備の老朽化状況調査等に不測の日数を要したため、繰り越したものであります。また、令和8年3月定例会に成立した補正予算事業の城東浄水場浄水池耐震補強工事及び大金地内ほか配水管更新工事等につきまして、国が繰り越す令和7年度補助金を活用するため、繰り越したものであります。

最後に、報告第4号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰越しの内容を御説明申し上げます。

令和8年3月定例会で成立した補正予算事業の烏山水処理センター耐水化診断業務につきまして、予算成立から年度末までの期間が短く、事業実施が実質困難であるため、繰り越したものであります。

また、南那須処理センター汚泥貯留槽攪拌機修繕工事につきましては、交換部品等が受注生産であり、製作に不測の日数を要したため繰り越したものであります。

また、令和8年度3月定例会で成立しました補正予算事業の興野水処理センター回分槽コントロールユニット修繕工事につきましては、予算成立から年度末までの期間が短く、事業実施が実質困難であるため、繰り越したものであります。

以上、報告第1号から第4号まで、一括して御報告申し上げます。

○議長（相馬正典） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま上程中の4件は、報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許します。

ただし、いずれも予算繰越しの案件でございますので、その内容についてということで御質問いただければと思います。

どなたかございますか。

14番平塚英教議員。

○14番（平塚英教） 報告案件4件でございますが、報告1は継続繰越計算書となっております。報告2は繰越明許費繰越計算書となっております。報告3は予算繰越計算書となっております。報告4についても繰越計算書となっておりますが、この言葉の使い方はどういう理由なのか、教えていただきたいというのが1点です。

報告1については、「逡次繰越」というような用語を使っているように聞いたんですが、こ

の通次繰越というのはどのような内容なんですかね。その説明をお願いいたします。

内容について質問いたします。

清水川せせらぎ公園については、令和7年・8年度に工事を進めているわけなんですけど、8年度に繰り越すのは、6,035万7,000円を繰り越すというようなことだと思うんですが、ほぼ、造成のほうは決まって、これから遊具等を新たにあそこに追加設置するというようなことで進めているのかなと思うんですけども、今までの遊具があまりにも幼児というか、小さい子に合わせたような遊具であるのかなとお見受けしたんですが、もっと子供たちがそこに集まれるような遊具をこれから設置するというような考え方でよろしいんですか。

それで、それはいつまでに設置完了、いわゆる稼働はいつから可能なのかどうか、説明をお願いいたします。

報告2のほうは、食料品等の物価高騰支援事業ということで、食料品等の物価高騰に対する支援として、市民1人当たり5,000円の商品券を配る事業ということなんですけど、近隣の自治体の状況をお聞きしますと、那珂川町はお一人1万5,000円と、茂木町はお一人1万円ということで、あまりにも差があり過ぎるんじゃないかと。高根沢町は水道料を何か月か、それで賄うというような内容だと思うんですが、あまりにも近隣市町の状況がばらばらなので、私のほうでも、どうなっているんだというようなお叱りの意見も聞いております。

そういう点で、どこで誰が決めたんだと言われて、私、分かりませんと言ったんですが、そういうことで、もっと協調してできなかったのかどうかというのが1つと、大体、市民1人当たり幾らぐらいの物価高騰対策支援事業予算が国のほうから来ているのかどうか。市民には5,000円しかやらないけども、残った金は市のほうで何か別なところに使いますということなのかと言われて、私も困ったんですが、そんなことはないでしょうと言ったんですけど、そういう点で、いわゆる透明性のある事業の進め方、使い方をお願いしたいと思うんですが、我が市のほうでは、このほかに、この水道料の負担軽減なんかも加味しているんでしょうかね。

その辺も含めて、説明をお願いいたします。

○議長（相馬正典） まず文言の話がありましたので、担当は。

関総合政策課長。

○総合政策課長（関 雅人） 言葉の定義の部分をお答えいたします。

まず、議案第2号から4号の繰越明許の部分につきましては、こちらは年度内に何らかの都合で業務が終了できなかった場合に、翌年度に繰り越すものでございます。

通次繰越につきましては、これは複数年度にわたって事業を実施する場合に、その複数年度の合計金額を、まず議会の議決をいただいて、それぞれの年度において予算計上するというものでございます。直近の、例えば令和7年度に予算を計上しましたがけれども、その予算の上限

に達していない場合、その残額分を翌年度に繰越しするというものでございます。

一応その言葉の定義が違うというところで、議案のほうを分けさせていただいているところでございます。

○議長（相馬正典）　　続きまして、石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一）　　ただいま御質問いただきました、報告第3号及び第4号についての水道事業会計及び下水道事業会計の予算の繰越し計算書についてでございます。

こちらにつきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定にございまして、そちらに基づき、今回、繰越し計算書の報告という形で報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　続いて、松島都市整備課長。

○都市整備課長（松島和行）　　私のほうからは、清水川せせらぎ公園の改修工事について御説明差し上げます。

議員御指摘のとおり、今年度につきましては、予算計上8,150万円のうち、6,035万7,000円の繰越しをしたところでございます。

今年度の工事につきましては、二分割しまして、1つがゾーン1ということで、工区の西側になりますが、既設トイレの改修、流路の撤去、アスファルト舗装などを実施しました。また、ゾーン2、東側につきましては、流路の撤去、張芝、駐車場の新設、園路の舗装などを中心に実施いたしました。

今年度の工事をもちまして、いわゆる造成の部分といたしますか、ベースの部分が実施できまして、今年度、令和8年度につきましては、議員御指摘のいわゆるユニバーサルデザインを活用しました複合遊具及び健康遊具、あとはあずまやとかトイレといったものを整備していきたいと、今年の7月ぐらいをめどに発注し、完結としては令和9年3月、つまり今年度末をもって完結できるように努力していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　続きまして、商品券。応援券か。失礼しました。

休憩します。

休憩　午前10時20分

再開　午前10時23分

○議長（相馬正典）　　では、再開します。

14番平塚英教議員。

○14番（平塚英教）　　報告1の清水川せせらぎ公園のほうなんです、大変な予算をつけ

ながら整備をしているわけでございまして、また、議会でも一回、修正動議を出して進めて、お子さんを持つ関係者の方からかなりお叱りを受けておったんですが、ユニバーサルデザインを重点に、市民、子供たちに有益な遊具を設置するということで進めるということだったんです。しかし、まだ設置されている遊具が本当に幼児向けの簡単なものしか見えておりませんので、工事のほうにばかり力を入れて、遊具のほうはそんなに、何でもいいようなことでやるのかという市民からのお叱りも受けております。そういうことがないように、広く市民の皆さんが、まともな公園がないから、ほかの茨城県のほうのそういう公園とか、高根沢町のほうの公園に行かないような、十分、清水川せせらぎ公園で親と子で過ごせるような公園の進め方をお願いいたします。

2つ目は、食料品等の物価高騰対策事業費なんですが、今の説明で大体、中身は分かったんですけども、市民のほうは、どうしてもお金の問題になると、片方1万5,000円、片方1万円、何でうちは5,000円なんだというように思われてしまうことになりますので、そこは十分、市民の皆さんに、国から来た対策費を市民に十分、還元しているんですよと、利用しているんですよということが分かるようなPRの進め方をお願いいたします。

○議長（相馬正典） よろしいですか。

○14番（平塚英教） はい。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） 報告第2号、ここに物価高騰の子育て応援手当給付費20万2,000円、これはお子様が生まれるというような、それまでに間に合わなかったからということだと思うんですね、話は。これは何人分なんですかね。

これには関係ないかもしれませんが、もし年度で何人生まれたか分かれば、教えていただければなど、このように思います。

○議長（相馬正典） 草分こども課長。

○こども課長（草分知賀子） 渋井議員の御質問の、20万2,000円のものは何人分かということなんですが、こちらのほうは10名分を見越しまして、3月に出生する予定のお子さんということで、10名分を見越して20万円と、あと手数料を含めて20万2,000円ということで繰越しのほうをさせていただいております。

実際に支給したお子様のほう、令和7年度につきましては、児童2,516人分、令和8年度5月末現在では4名分のほうを支出させていただいております。

年度末、令和7年度の出生数ですが、52人ということで数字のほうは上がっております。以上です。

○議長（相馬正典） 13番渋谷由放議員。

○13番（渋谷由放） 52人という、12で割るとどのぐらいになりますかね。そうすると、10人分は多いような気がするんですが、別にそれは何か根拠があるんですか。

○議長（相馬正典） 草分こども課長。

○こども課長（草分知賀子） 詳細につきましては、今、資料のほうが手元にございませんで、後から報告のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（相馬正典） よろしいですか。

○13番（渋谷由放） はい。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） 報告案件の2ですかね、その中に、土木費の中に、防災集団移転事業費というのが繰り越されていると。市長の先ほどの説明の中で、調査費に関して、地主さんとの調整がつかずというようなことだったのかなと聞こえたんですが、その調査費のところの詳しいところをもう少し説明いただければなと思います。

調整がつかなかったのか、地主さんが反対しているから、嫌だよと言っているのか、もっと高く買えと言っているのか、その辺のところが分かれば、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典） 松島都市整備課長。

○都市整備課長（松島和行） ただいまの質問に対してお答えします。

決して反対があったと、大きな反対があったとは聞いてございません。物件調査といいますと、皆様の営みに入っていくながら、いろんな調査をしていくというところで、時間がかかるものですから、そういったところに入っていくための交渉というか、そういったところに時間を要したのかなと認識してございます。

なお、この調査につきましては、5月14日に全て終わってございまして、完結しているというところで御理解いただければと思います。

○議長（相馬正典） 8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） この防災集団移転も、昨日の台風のように、いつ何どき災害が起きるか分かりません。以前から防災集団移転、ますます危険が迫っておりますから、幾らかでも早く進めてほしいというのが多分その当事者だと思います。また、市民の安全安心のためにも、早く進めるというのは、これは必須でありますので、滞りなく進めていただければお願いして、終わります。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

6番大橋誠議員。

○6番（大橋 誠） 先ほどユニバーサルデザインとおっしゃったんですが、最近では何かインクルーシブということをして市のほうではおっしゃっていると思うんですけど、なぜ今回、ユニバーサルデザインにまた戻ったのか。

また、その定義が違うのであれば、明確に教えていただきたいのと、あと先ほどの平塚議員と重なってしまうんですが、インクルーシブの複合遊具の件に関しては、私もいろいろ関わってきたもので、やはりインクルーシブのものだけだと、高学年が満足しないと思うので、複合遊具について今、市で検討しているものを、もう少し難易度高いものに検討していただけるとありがたいと思います。

○議長（相馬正典） 休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（相馬正典） 再開します。

そのほかございますか。

5番佐々木豊議員。

○5番（佐々木 豊） 繰越しとは関係ないんですけども、ちょっと聞いていただいてもいいでしょうか。

議会広報委員会に入りましたので、繰越しに直接関係はありませんが、今の中身が市民に伝わらないと、5,000円と1万円と1万5,000円とどうして違うんだという根本的な市民の不満が解決しないと思います。

なので、関係ないと言いつつ関係あると思って、ここは関係ないと言われる前提で話しているんですけど、関係あるにつなげていただきたいんですが、ここに新人議員が6名おりますので、全員、議会広報委員です。なので、ここはやはり先輩議員の御指摘ももっともなところもありますので、市民の方に誤解がないように伝えることをぜひここでお誓いしますので、関係ないと言いつつも、これが私たちの仕事かと思います。市民に間違いのないことを伝えるのが私たちの仕事だと思っていますので、新人議員として、議会だよりで今の話を触れさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬正典） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 議会だよりに掲載するのは当たり前のことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、1月の臨時議会のほうで、皆さん議会の議決をいただいておりますので、承認をいた

だいております。ですから、議会の皆さんから、今度は堂々と報告を市民の方にしていただければ、一番ありがたいのかなと思います。

水道料金の減免とか、ほかのわくわく商品券とか、いろんなところに配布されますということをお伝え願えれば、ありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典） よろしいですか。

○5番（佐々木 豊） はい。

○議長（相馬正典） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに質疑がないようですので、日程第3 報告第1号から日程第6 報告第4号までの、令和7年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について、令和7年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和7年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について、令和7年度那須烏山市下水道会計予算繰越計算書についての4報告案件については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第7 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（相馬正典） 続きまして、日程第7 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります堀江功一氏が、令和8年9月30日をもちまして任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き堀江氏を推薦したく提案するものであります。

堀江氏は、平成29年10月1日から3期9年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進されており、宇都宮人権擁護委員協議会では常務委員会に所属されているほか、男女共同参画委員会委員長を歴任し、那須烏山部会長を務められております。

堀江氏は、地域住民の信望も厚く、熱意を持って積極的かつ活発に活動されており、人権擁

護委員として適任者でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（相馬正典） 次に、日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年度の税制改正により、地方税法等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、まず個人住民税につきましては、住宅価格の高騰等に対応するため、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和12年まで延長したものであります。

次に、固定資産税につきましては、家屋、償却資産の免税点を見直すものであります。具体的には、物価高騰等への対応の観点から、家屋の免税点については、現行の20万円を30万円に、償却資産の免税点については、現行の150万円を180万円に引き上げるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（相馬正典） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） 簡単に言うと、税収が減ることになるんでしょうか。そして、その減った税収、もし減るとすれば、その分は国から補填されると、こういうことなのか、ざっくりばらんに聞くと、簡単に減るならば、このぐらいは減る、それで国からはその分が補填されるというようなことの説明をお願いできればと思うんですが。

○議長（相馬正典） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 今回の市税条例の一部改正によりまして、税収に影響があるのかということですが、簡単に申し上げますと、1点、影響が出ると思われます。

5ページ、枚数の5枚目ではなくて、下に振ってある5ページのところなんですが、第63条、固定資産税の免税点、こちらが土地と、あと償却資産引上げとなりますが、こちらにつきましては、令和8年度の課税内容を基に試算しましたところ、家屋については、現行20万円未満では90万8,000円の減収であるものが、改正後、30万円未満に引き上げた場合、約66万円が上乗せの減収となります。

また、償却資産は、現行150万円未満では226万9,000円の減収であるものが、改正後の180万円未満に引き上げた場合、約78万円が上乗せの減収となります。

なお、こちらの改正の施行日が令和9年4月1日でありますことから、令和9年度以降の固定資産税について、適用となってまいります。

この免税点以外の改正につきましては、期間の延長であったり、項ずれ等の反映でありますことから、今までとあまり変わらない状況になります。したがって、今回の市税条例の一部改正に伴う税収への影響は、約144万円ぐらいが、あくまでも参考値ということですが、

減収になると思われます。

なお、こちらの減収分については、国の補填はないと思われます。

以上です。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 8 議案第 3 号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 1 号 令和 8 年度那須烏山市一般会計補正予算（第 1 号）について及び日程第 10 議案第 2 号 令和 8 年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第 1 号）についての 2 議案については、いずれも令和 8 年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

◎日程第 9 議案第 1 号 令和 8 年度那須烏山市一般会計補正予算（第 1 号）について

◎日程第 10 議案第 2 号 令和 8 年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第

1号)について

○議長（相馬正典） よって、議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第2号までにつきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ544万4,000円増額し、補正後の予算総額を133億7,544万4,000円とするものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費の総務管理費につきましては、福祉施設への敬老会交付金の支出負担行為が違法であるとして提訴されていた事件について、市の勝訴が確定したため、弁護士への委託料として報償金を計上するものであります。

総務費の税務管理費、戸籍住民基本台帳管理費、民生費の生活保護総務費につきましては、年度中途における一般職員の産休・育休・退職による会計年度任用職員の採用等に伴い、会計年度任用職員の人件費を計上するものであります。

民生費の障がい者総合支援事業運営費につきましては、特別児童扶養手当等の支給停止を行う際の受給者等の所得額計算において、令和7年度の税制改正で創設された特定親族特別控除に相当する額も控除することになったため、システム改修の委託料を計上するものであります。

次に、歳入であります。

諸収入のコミュニティ助成事業助成金につきましては、清水川せせらぎ公園のインクルーシブ遊具の設置に対し、一般社団法人自治総合センターの事業助成金が交付決定されたことに伴い、助成金を計上するものであります。

市債につきましては、コミュニティ助成事業助成金の計上に伴う財源振替として、一般公園整備事業債の減額を計上するものであります。

繰入金は、不足財源の補填として、財政調整基金の計上であります。

続きまして、議案第2号 令和8年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ136万円増額し、補正後の予算総額を210万円とするものであります。

歳出につきましては、境財産区に属する横枕自治会が伝承センターの床を修繕することになったため、境財産区補助金を交付するものであります。

歳入につきましては、不足する財源を措置するため、運営基金繰入金の増額をするものであります。

以上、議案第1号から議案第2号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） 境財産区のほうなんです、コミュニティセンターを何か直すみたいな話なんです。床だということだと思われんですが、よく理解してないので、大きな間違いがあったらあれなんです、床だと大概、木でやるかなと勝手に思うんですね、床材を。そうしますと、どのぐらいのボリュームがあるかという問題があると思うんですが、もし県産材を利用すれば、何らかの補助金が出るのかなと。どのぐらいのボリュームで、どうなんだと細かいことは私も理解はしておりませんが、そういうようなものの対象になっているのか、ならないのか、その辺も含めて、もっともともとその事業は対象外だよというのであれば、また別なんですけれども、その辺の細かいところを御説明いただければと思います。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の境財産区の予算、これにつきましては、補助金を市から交付するという内容でございます。その実施する内容につきましては、地元の自治会のほうで行われるということで、我々として、県産材の補助等について、この中で検討しているものではございませんので、御理解いただければと思います。

以上となります。

○議長（相馬正典） 13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） もし県から補助が出るとすれば、うちのほうも安くなる。簡単に言うんです。そうできるかどうかは分かりませんが、その辺を総合的に相談をしながら、幾らかでもうちのほうの負担が少なくなるようなことを考える必要はあると思うんですが、その辺のところは、まず農政課でしょうか、農林関係だと。どこがどうだか分かりませんが、とに

かくもしそういう県から出る補助金があるのであれば、市の補助金はその分、安くできるという理解もあるのではないかと私は思うので、その辺、今ここで議論するつもりはありませんが、そういうところまで検討したのかどうかということで、検討しないのであれば、もう一回検討し直すように、地元のほうにもお話ししてもらえればいいんじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 繰り返しになってしまって申し訳ございませんが、今回はあくまで地元の自治会の集会所のほうを、地元の意向に沿って、それを財産区の補助制度に乗せて、こちらは補助金を交付するというような流れでございますので、なかなかそのプロセスの中で、県産材の検討というものは、実際にはしてない状況でございます。

御理解いただければと思います。

○議長（相馬正典） 13番渋谷由放議員。

○13番（渋谷由放） 理解はできないところなんですけど、せっかくそういう制度があるんだよというのであれば、地元のほうに御説明をすとか、そういうのも含めて、やっぱり細かい情報提供というのが必要ではないかなと申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（相馬正典） 14番平塚英教議員。

○14番（平塚英教） 歳出のほうで、ページ16、17です。それで、障がい者総合支援事業運営費13万2,000円、これは委託料となっていますが、これはどういうものか。

その下の生活保護費の総務費ですか、これが175万2,000円ということで、これが報酬が139万円で、共済その他となっているんですが、これの中身について説明をお願いします。

その下の清水川せせらぎ公園の整備費、財源振替となっております。補正の中身を見ますと、特定財源のうち、地方債が1,000万円の減額、その他が1,000万円の増額となっております。これについて、どういう内容なのか説明をお願いいたします。

○議長（相馬正典） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、健康福祉課の2点のほう、御説明申し上げます。

まず、17ページの障がい者総合支援事業運営費でございますが、こちらは現在、深刻な人手不足が続く中、大学生アルバイトが扶養から外れることを避けるために、就労を抑えるという状況が指摘されているところでございます。こうした就労調整の背景には、税制上の仕組みがあることから、今回、大学生年代の子供を持つ世帯に対する扶養控除の見直しを、令和7年度の税制改正により行うことになりました。

具体的には、19歳以上23歳未満の大学生等の所得が85万円までは、親が受けられる特

定扶養控除63万円を維持します。また、85万円を超えた場合でも、控除が急にゼロになるのではなく、段階的に縮小する特定親族特別控除を新たに設け、緩やかに低減する仕組みとなっております。

このたびの補正は、その税制改正に伴い、総合福祉システムによる所得判定のシステム改修費となっております。

次に、2点目でございます、生活保護費総務費でございますが、こちらは年度途中で職員が退職したものですから、その充当の会計年度職員の人件費になっております。

以上です。

○議長（相馬正典） 松島都市整備課長。

○都市整備課長（松島和行） それでは、私のほうからは、清水川のせせらぎ公園の件について御説明差し上げます。

こちらで議案書にございます、その他の財源1,000万円でございますが、こちらにつきましては、先ほど市長からも話があったとおり、一般社団法人自治総合センターによる、いわゆる宝くじの社会貢献広報事業の一環でございます。地域社会の健全な発展であったり、住民福祉の向上に寄与するものとして位置づけられた事業に対しまして、共生のまちづくり、共に生きるまちづくりとか、活力のある地域づくりの一環であると認められたものに対しまして、助成を頂けるというものでございます。

令和8年度、今年度におきましては、先ほどお話し差し上げましたとおり、複合遊具導入予定でございまして、令和7年度、昨年度、当該助成について申請した結果、位置づけが認められまして、上限の1,000万円が助成されるということになりました。

したがいまして、その他の財源で1,000万円、その代わり地方債のほうで減額するというところでございます。

○議長（相馬正典） よろしいですか。

○14番（平塚英教） はい。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） 一般会計補正予算の市長説明の中で、敬老会の費用について訴訟があって、その弁護士報酬費用という説明がありましたが、弁護士費用、実際に幾らかかって、これは報酬費と先ほど説明しましたが、弁護士費用全体で幾らかかって、報酬費というのは幾らになるのか。

ちょっと見たところ、17ページの総務管理費というところの31万9,000円というのが、これが報酬費に当たるのかどうか、その辺の確認もお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

総務管理費の31万9,000円、これにつきましては、このたび判決が確定して、勝訴ということになりましたので、こちらから弁護士のほうにお支払いする報酬がこの金額ということになります。

金額の根拠といえますか、これにつきましては、今回のこの事件の経済的利益、これを400万円ということで捉えておりまして、その5%に9万円を加算して、最終的にはそれに消費税を掛けた金額が、この31万9,000円となっているものでございます。

以上となります。

○議長（相馬正典） 8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） 裁判をするときに、弁護士費用、着手金なり、その他の費用がかかると思いますが、それ全体で幾らぐらいたったんですか。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 今回の事件に対しましては、着手金、こちらにつきましても、31万9,000円になってございます。

今回の報酬につきましても、同額の31万9,000円ということになってございます。

以上となります。

○議長（相馬正典） 8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） 着手金だけで最初、弁護士と契約したということになるんですかね。着手金のほかに、弁護士費用というのはかからなかったんですか。

その辺、ちょっと確認できればと思うんですけど。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 経費につきましては、先ほど申し上げたとおり、着手金と、今回の報酬ということになります。

以上となります。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第 1 号及び議案第 2 号までの 2 議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 9 議案第 1 号 令和 8 那須烏山市一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 10 議案第 2 号 令和 8 那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 11 付託第 1 号 請願書等の付託について

○議長（相馬正典） 日程第 11 付託第 1 号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第 1 号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、付託第 1 号のとおり、陳情書第 5 号 那須烏山市職員復職制度について及び陳情書第 6 号 国内外の友好都市については、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

草分こども課長。

○こども課長（草分知賀子） 渋井議員のほうから御質問のありました、物価高対応子育て応援手当の 10 人の根拠になりますが、3 月生まれの 8 年度予算で支払う予定は 3 名でありま

した。市で把握できていない公務員の部分に関しまして、別居監護だったりとかというものもありますので、その分を加味して、対象として10名ということで決めたということになります。報告が遅くなりまして、申し訳ございません。

○議長（相馬正典） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、6月5日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午前11時05分散会〕